

長岡京市社会福祉協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年長岡京市条例第12号）及び同条例施行規則（昭和53年長岡京市規則第15号）に基づき、社会福祉協議会に対し補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象経費)

第2条 この補助金は、次の事業にかかる経費を対象とする。

(1) 社会福祉協議会活動推進事業

① 社会福祉主事等であって、地域の実態に合わせて一般事業の調査・研究及び、各種の福祉事業の推進、相談業務、福祉団体等の指導などを行う福祉活動専門員に対する給与費

② 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村協議会が事業を行うために必要な一般事務を処理する専任職員に対する給与費

(2) ボランティアコーディネーター設置事業

① ボランティアコーディネーターに対する給与費

(3) 地域福祉活動推進事業

① ふれあいまちづくり事業担当職員に対する給与費

(補助額の算定)

第3条 この補助金の額は、予算の範囲内において前条に定める補助対象経費に基づき算定する額を基本とする。

(補助金の交付等)

第4条 補助金の交付申請・決定等は、長岡京市補助金交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）の定めるところによる。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。